

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく葉山町公営企業の資金不足比率を次のとおり報告する。

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は「—」
- 2 括弧内は葉山町における経営健全化基準

令和6年9月4日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁



葉 監 第 2 1 号
令和6年8月27日

葉山町長 山 梨 崇 仁 様

葉山町監査委員 水 庫 正 裕
葉山町監査委員 笠 原 俊 一

令和5年度資金不足比率に対する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、
審査に付された令和5年度の公営企業に係る資金不足比率及びその算定の基礎
となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年度 下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の種類

健全化判断比率等審査

2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和6年8月2日から令和6年8月13日まで

4 審査の着眼点（評価項目）

経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに着目して実施した。

5 審査の実施内容

経営健全化審査は、町長から提出された関係書類に基づき、関係職員等の説明を聴取して、慎重に審査を実施した。

6 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位%)

比 率 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※ 資金不足比率数値が、算定されないため、「—」を表示する。

7 審査の意見

資金不足比率は、経営健全化基準を下回っている。よって、引き続き今後も、健全で適正な財政運営に向けて努力されたい。